



令和7年8月13日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第14報)

国道10号（霧島市^{きりしま}～始良市^{あいら}）の災害復旧状況について

令和7年8月13日10時00分

○全面通行止めを実施していました国道10号霧島市^{きりしま}～始良市^{あいら}において、応急復旧工事の進捗に伴い、本日（8月13日）10時00分をもって、通行止め区間の一部を解除します。

○なお、始良市^{あいら}日木山地区^{ひきやま}は片側交互通行、網掛橋^{あみかけばし}は引き続き通行止めになります。

別添「位置図」参照

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

技術副所長 古賀^{こが} 尚永^{たかのり}

専門調査官 斉藤^{さいとう} 収功^{かずのり}

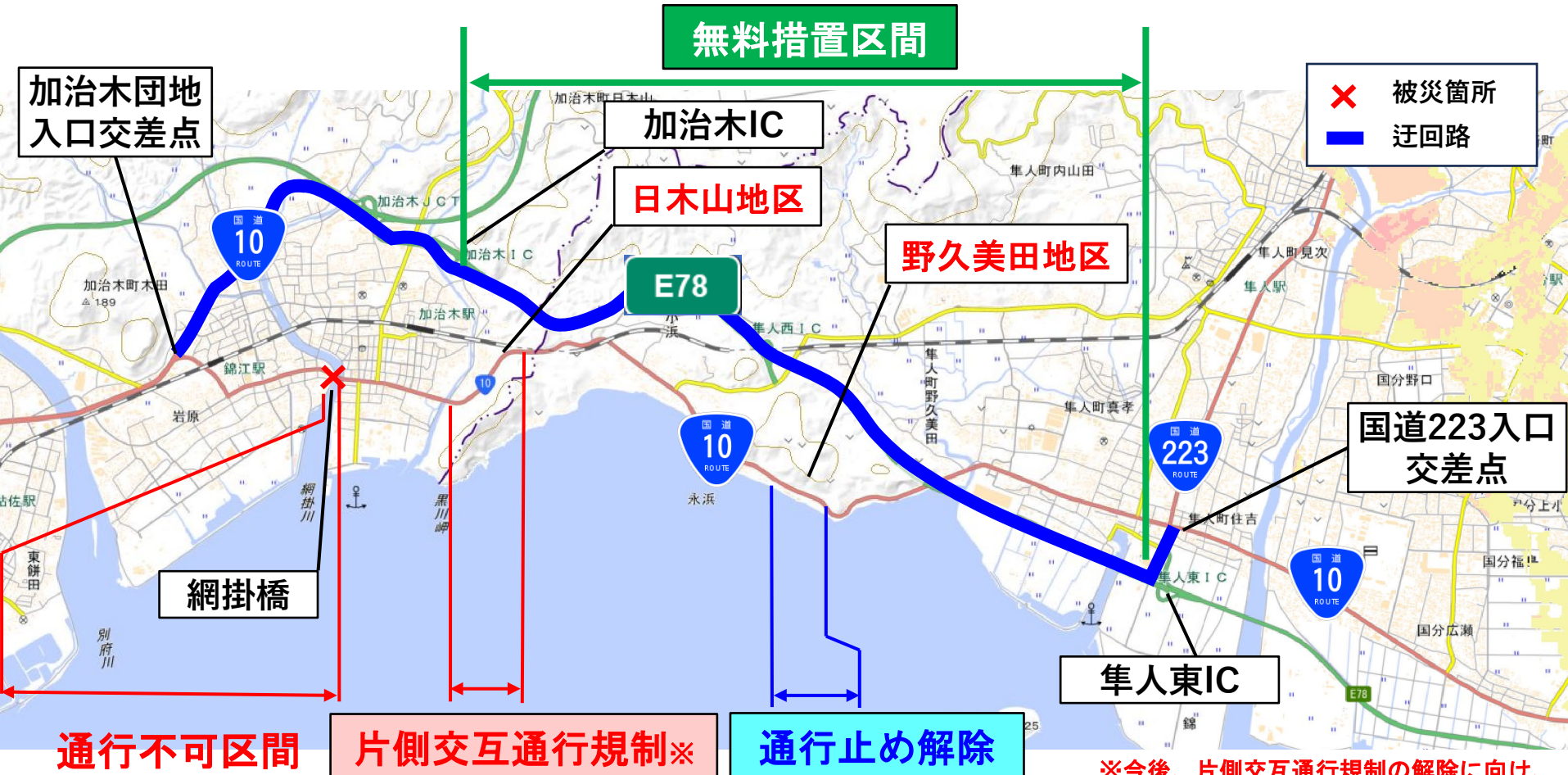
TEL：099-216-3111（代表）

位置図

【迂回路】

国道223入口交差点～県道隼人港線～隼人東IC～E78東九州道～加治木IC
～国道10号加治木バイパス～加治木団地入口交差点

注) 隼人東インターチェンジ（IC）から加治木インターチェンジ（IC）間において、国道10号の代替路（無料）措置となります。なお、本措置は対象区間限定であり、当該区間以外を通行される車両は措置の対象となりませんのでご了承ください。



※今後、片側交互通行規制の解除に向け、全面通行止めを実施する見込みです。

復旧状況写真



のくみだ
野久美田地区



ひきやま
日木山地区